

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	貧困農民支援に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	110,000千円 H27.4.30まで	H26.4.16 ニューデ リー（イ ンパ）で (同日)	日本側 八木毅在ブータン大使（インドにて兼轄） ブータン側 ザェツォブ・ナムギヤル駐日（在インド）ブータン大使	H26.4.30 153号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。